

韓国の海洋保護区制度について —その管理・運営の実態的検証を中心に—

日本海洋政策学会 (2023.12.03)

北海道教育大学 (函館校)
国際協働専攻 (准教授) 河 錬洙 (ハヨンス)

韓国の海洋保護区（MPA）制度について

—その管理・運営の実態的検証を中心に—

• 問題の所在

MPAをめぐる国際的状況：MPAの拡大傾向（30By30：CBDやBBNJ）

日本でも近年MPA拡大（量的＝対象範囲の拡大）

しかし、これらは量的拡大であるが、質的向上（本来のMPA目的）は？

MPAの本来の趣旨・目的である「海洋生物・生態系の保全・保護・復元」は、達成できているのか？このような問題意識からスタート。

- **本報告の趣旨**：MPAは実質的に**効果（成果）**を挙げているのか？韓国のMPA制度の実践・実態の検証（現場検証）を通して、MPAの本来の目的を達成できているのか？**いわゆる「ペーパー・パーク」**になってはいないか？を検証することを目的とする。

MPAの定義（詳細説明、省略）

- 国際的なMPAの定義

IUCN：「その区域を覆う水体と、それに付随する動植物相および歴史的文化的な性質を含む、潮間帯
あるいは潮下帯で、その一部またはすべての環境が法律によりあるいは他の有効な手段により保護されたもの」

- 韓国のMPAの定義

「海洋生態系及び海洋景観等を特に保全すべき価値があり、国家または地方自治体が
特定の**公有水面**に対して、指定・管理する区域」として、

①海洋生態系保護区域、②海洋生物保護区域、③海洋景観保護区域、④**沿岸湿地保護
地域**と、分類される。

→指定主体は？ 国家 & 地方自治体。公有水面。

指定要件で注目される場所は、炭素吸収源。後はIUCNと類似。

- 日本のMPAの定義

By環境省：海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利
用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域。

環境省：海洋生物多様性保全戦略公式サイト

<https://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/viewpoint/viewpoint05.html>

韓国MPA制度の概要

- 歴史：韓国初のMPA「ムアン（撫安）沼地・湿地」（2001）
- 法的根拠
 1. 湿地保全法
 2. 海洋生態系の保全及び管理に関する法律
（以下、海洋生態系保全法）
- 韓国のMPA種類
上記の二つの法律→四つの形態のMPA

韓国MPAの概念図

広義の海洋保護区域 (OECEM)

①海洋に指定された生態系保全地域 ②生態・
景観核心保全区域 ③海上・海岸国立公園 ④
環境保全海域 ⑤水産資源保護区域 ⑥天然保
護区域

狭義の海洋保護区 (MPA)

湿地保全法に基づく海洋保護地域

海洋生態系の保全及び管理に 関する法律に基づく海洋保護 区域

①海洋生物保護区域 ②海洋生態系保護区域
③海洋景観保護区域

韓国MPAの現況

- 1. 現況：総35か所（2023年現在、By KOEM）
- 2. 総面積；約1,862km²



韓国MPAの推移



- 出典：海洋水産部（2023）
https://www.index.go.kr/unity/potal/main/EachDtIPageDetail.do?idx_cd=3056

韓国MPAの指定手続き

事前準備段階

MPA候補地推薦

対象地域精密調査

海洋生態系調査結果反映

自治体の指定要請

指定根拠の整合性評価調査

指定準備段階

指定計画（案）作成

地域住民説明会

関係機関の協議

計画案樹（海水部作成）

計画案の説明及び意見徴収

該当自治体及び関連中央部署

と協議

指定

MPAの指定・告示

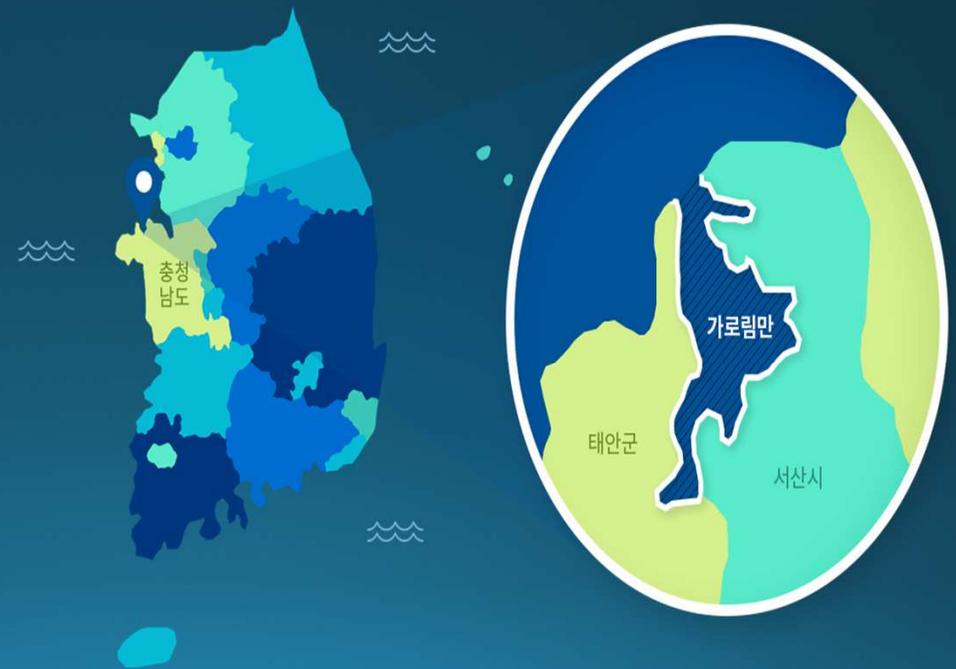
管報掲載／情報システム掲示

管報掲示

海洋資産部MPAのHPに掲示

事例研究 1 カロリム (加露林) 湾MPA

- 指定
- 管理・運営実態
 - 「地域管理委員会」
 - 「名誉管理人」
 - 「生態調査」は
 - 韓国海洋管理公団 (KOEM) が
 - 「管理効果評価」は? →KOEMが
 - 「種の復元センター」
 - 「生態系・生物復元師」
- ※「漁業規制」は?
- 「教育事業」



カロリム湾MPAの特徴及び課題

- 特徴
- 課題



事例研究 2 スンチョン灣MPA



スンチョン湾MPA



終わりに

(第5次海洋環境総合計画 (2021~2030))

- 韓国MPAの実践上の特徴 (日本に示唆する点)

1. 参加型・自律型MPA管理・運営

2. 「生態系サービス支払い制度 (後払いサービス)」

「生態系サービス支払い制度 (後払いサービス)」とは、「**保護区域の保全及び持続可能な利用のために、地域住民が生態系サービス (供給サービス・環境調節サービス・文化サービス・支持サービス) の維持及び増進のための活動に参加し、これに対する適切な補償を行いうる契約を締結してインセンティブを提供する制度**」

3. 「名誉管理人」制度

韓国MPAの今後の課題

1. 漁業規制：規定はあるものの、具体的規制は0。
厳格なMPA（No-take Zone）はまだ不在。
2. 「効果検証」はまだ不十分。新技術導入（AI）検討中。
3. 「30By30」の実現。そのためにはEEZまで拡大（必然）。
その中で「国際共助・協力」も必要。（検討すべき課題）
4. 産学連携
5. 財政問題